

# 美保南まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、美保南まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(組 織)

第2条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 美保南地区区長会、美保南地区公民館（含む運営委員）及び別表1に掲げる美保南地区各種団体長及び代表者
- (2) 美保南地区に居住する者で、協議会会長が推薦する者（以下「地区委員」という。）
- (3) 美保南地区活動に関連する別表2に掲げる機関及び団体等

(目 的)

第3条 協議会は、鳥取市と連携して協働のまちづくりを推進し、地域住民と一体となって「住みよい魅力ある美保南」の創造を目指し課題の解決に取り組み、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、以下に掲げる事業を推進する。

- (1) まちづくりの目標を定め、目標を実現するための地域コミュニティ計画の策定
- (2) 地域コミュニティ計画に基づく事業の推進
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監 事 2 名
- (5) 事務局長 1 名
- (6) 会 計 1 名

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表して、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、職務を代行する。

3 常任委員は、協議会の会務を担当する。

4 監事は、協議会の業務及び会計を監査し、総会に報告する。

5 事務局長は、協議会の事務を統括する。

6 会計は、協議会の会計を担当する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 後任の役員任期は、前任者の残余期間とする。

3 役員は、後任の役員が選出されるまではその任を負う。

(役員選出)

第8条 会長、副会長、常任委員及び監事は、常任委員会で選考し、総会で選出する。

2 事務局長及び会計は、会長が指名する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、常任委員会及び特別委員会とする。

2 会議は、会長が招集し、総会及び常任委員会は会長が議長を務める。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、または委員から開催の要求があり、常任委員会で必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の議事を審議する。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 地域コミュニティ計画の決定

(3) 地域コミュニティ計画の評価及び見直し

(4) 事業報告及び決算の承認

(5) 事業計画及び予算の承認

(6) 第8条第1項による役員選出

(7) その他協議会の運営に係る重要事項

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長、常任委員、事務局長及び会計をもって構成する。

2 常任委員会は、以下に掲げる事項を所掌する。

(1) 総会に提出する議案に関する事

(2) 総会から委任された事項

(3) その他協議会の運営に関する事

(特別委員会)

第12条 会長は、第10条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の推進に当たり、総会に諮って特別委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 委員会に委員長、副委員長及び事務局員を置き、委員長は会長が、副委員長及び事務局員は委員長が指名する。

4 委員長、副委員長、事務局員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 5 補欠の委員長、副委員長、事務局員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 6 委員会の議長は、委員長が務める。
- 7 委員会は、以下に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 会長から委嘱された地域コミュニティ計画の推進に関する事
  - (2) 地域コミュニティ計画の調査・研究に関する事
  - (3) その他委員会の運営に関する事
- 8 委員長は、委員会における協議結果を会長に報告するものとする。

(会計年度及び会計区分)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の会計区分は、次のとおりとする。
  - (1) 一般会計 協議会の運営に要する経費
  - (2) 特別会計 協議会の特定事業に要する経費

(経 費)

第14条 協議会の経費は、会費、補助金、交付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費の徴収は、総会で定める。

(委員の責務)

第15条 委員は、所属団体等の意見を集約し、協議会の活動に反映させるとともに、課題解決にむけて積極的に取り組むものとする。

(事 務 局)

第16条 協議会の事務局は、美保南地区公民館に置く。

- 2 事務局員は、美保南地区公民館職員及び第12条で選出された事務局員をもって構成する。

(顧問及び相談役)

第17条 会長は、常任委員会の承認を得て、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役の任期は、1年とし、再任は妨げない。

(常任委員会への委任)

第18条 本規約に定めのない事項については、常任委員会において別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成20年12月13日から施行する。
- 2 この規約は、平成21年4月26日一部改正し、平成21年度から施行する。
- 3 この規約は、平成22年5月23日一部改正し、平成22年度から施行する。
- 4 この規約は、平成23年5月21日一部改正し、平成23年度から施行する。
- 5 この規約は、平成24年5月26日一部改正し、平成24年度から施行する。
- 6 この規約は、平成25年5月18日一部改正し、平成25年度から施行する。

- 7 この規約は、平成30年5月26日一部改正し、平成30年度から施行する。
- 8 この規約は、令和元年6月8日一部改正し、令和元年度から施行する。
- 9 この規約は、令和3年6月19日一部改正し、令和3年度から施行する。
- 10 この規約は、令和6年6月8日に一部改正し、令和6年度から施行する。

【別表1】第2条第1号

美保南地区各種団体

- ・美保南地区社会福祉協議会
- ・美保南地区体育振興会
- ・美保南小学校育友会
- ・美保南地区子ども会育成協議会
- ・美保南地区人権教育推進協議会
- ・美保南老人クラブ新生会
- ・交通安全協会鳥取地区協会美保南支部
- ・交通安全対策協議会鳥取地区会美保南支部
- ・鳥取市美保南地区民生・児童委員協議会
- ・鳥取地区防犯協議会美保南支部
- ・美保南地区青少年育成協議会
- ・美保南地区健康づくり推進員会
- ・美保南地区自主防災会連絡協議会
- ・美保南地区廃棄物不法投棄監視員会
- ・美保南地区食生活改善推進員会
- ・美保南町区長OB懇話会

【別表2】第2条第3号

関係機関及び団体等

- ・鳥取市立美保南小学校
- ・学校法人鳥取学園 認定こども園 鳥取第四幼稚園
- ・社会福祉法人鳥取福社会 のぞみ保育園
- ・社会福祉法人鳥取福社会 鳥取市南デイサービスセンター
- ・社会福祉法人鳥取福社会 なごみ苑